

八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金交付要綱

〔令和6年3月29日〕
〔要綱第32号〕

(趣旨)

第1条 八幡浜市は、漁業及び水産養殖業（以下「漁業」という。）における安定的な担い手の確保を促進し、もって水産業の振興を図ることを目的として、市内の中小業者等が実施する担い手の募集活動に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものであって、かつ、市税等を滞納していないものとする。

- (1) 漁業を営むもののうち、市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。）
- (2) 八幡浜漁業協同組合

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が漁業の担い手となる正規雇用職員又は正組合員を安定的に確保するために実施する募集活動に係るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の補助対象事業について、既に補助金等の交付を受けているもの、又は国若しくは他の地方公共団体から補助金等の交付を受けているものは、補助対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、かつ、経費の総額が10万円以上のものとする。

- (1) 就職又は就業に係る情報を掲載するためのウェブサイトの開設及び研修に要する経費
- (2) 就職又は就業に係る情報サイトへの掲載に要する経費

- (3) 合同面接会及び合同説明会等への出展に要する経費
- (4) 職場見学、職場体験、インターンシップその他漁業の理解の促進に係る取組の実施に要する経費
- (5) その他市長が適当と認める経費
(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額から寄附金その他の収入を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。）とし、同一年度において、補助対象者1人につき20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更、中止又は廃止)

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、次に定めるところによる。

- (1) 補助事業の内容、補助金の額等の変更があった場合においては、八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、前条の規定を準用して、補助事業者に対して補助事業の変更、中止又は廃止に係る承認を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する確定通知を受けたものは、八幡浜市漁業担い手募集活動支援事業補助金請求書（様式第8号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第13条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第14条 市長は、補助事業者の実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は条件に反したとき（第2条に規定する者に該当しなくなったときを含む。）。
- (2) 補助金交付申請について虚偽の申請をしたとき。
- (3) 補助事業の施行において、不適當な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。